

奈良県告示第三百四十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年一月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
大淀町今木（〇一八）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所 及び大淀町役場建設産業課
大淀町馬佐（〇一七）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所 及び大淀町役場建設産業課
大淀町比曽（〇〇六）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所 及び大淀町役場建設産業課
大淀町比曽（〇一〇）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所 及び大淀町役場建設産業課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。